

議案第75号

世田谷区立身近な広場条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和6年9月17日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 世田谷区立下本宿南広場を廃止する必要があるので、本案を提出する。

世田谷区立身近な広場条例の一部を改正する条例

世田谷区立身近な広場条例（平成7年3月世田谷区条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1の5の部世田谷区立下本宿南広場の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。